

東海市公告第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年4月1日

東海市長 花田勝重

- 1 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人エル・グランマ
東海市富木島町植ノ口21番地の8
- 2 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所 マリグラ
東海市大田町上浜田118-13
- 3 指定に係る事業開始年月日
令和8年4月1日
- 4 指定の有効期限
令和14年3月31日
- 5 事業の種類
特定相談支援事業及び障害児相談支援事業
- 6 事業の主たる対象者
障がい者及び障がい児
- 7 事業所番号
指定特定相談支援 2338700095
指定障害児相談支援 2378700088